

防府市乳児等通園支援事業実施要綱

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備とともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(実施施設等)

第2条 事業を実施する施設及び事業所（以下「実施施設等」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等のうち、防府市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱に定める乳児等通園支援事業認可申請書を提出し、市長から認可を認められた施設とする。

(委託)

第3条 市長は、前条に定める実施施設等の設置者等に委託することができる。また、市長は、実施施設等との連携を密にし、事業に取り組むとともに、実施施設等から定期的な報告を求めるものとする。

(委託料)

第4条 前条の規定により事業を委託した場合は、予算の範囲内において、別表第1に定めるところにより委託料を支払うものとする。また、保護者から別表第2に定められた減免額を差し引いた利用料相当分を委託料に上乗せして支払うものとする。なお、利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセル（当日キャンセルとは、「前日の18時30分以降のキャンセル」をいう。）のみ委託料の支払対象とする。ただし、当該委託料等の支払の対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間から減算を行うものとする。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次のとおりとする。

（1）この事業は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年

厚生省令第63号) 第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、本事業の特性に留意して、本事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

- (2) この事業は、定期的な利用方式(以下「定期利用」という。)若しくは定期的でない柔軟な利用方式(以下「柔軟利用」という。)又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、事業所において利用方法を選択して実施する。
- (3) 一般型乳児等通園支援事業(以下「一般型事業」という。)若しくは余裕活用型乳児等通園支援事業(以下「余裕活用型事業」という。)など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施する。
- (4) 実施施設等は、市長の求めに応じ、定期的な報告を行うものとする。
- (5) 実施施設等は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該子どもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。また、事業者都合によるキャンセルを行った場合についても、その具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。
- (6) 「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた個別計画を作成するものとする。
- (7) 配慮が必要な子どもやその保護者が本事業を円滑に利用できるよう配慮を行うものとする。なお、実施施設等が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市長に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携を図るものとする。
- (8) 医療的ケア児の利用については、通所を基本としつつ、子どもの状態により、外出が困難な場合においては、当該子どもの居宅へ保育従事者を派遣することを可能とする。
- (9) 対象となる子どもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てももらう機会を設けるものとする。

(10) 実施施設等は、利用こどもの保護者がこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）にログインし、施設検索や予約ができるよう本事業に関する施設の詳細や予約枠の登録を速やかに行うものとする。

(利用時間)

第6条 1月当たりの利用時間数は、1人当たり10時間を上限とし、1時間以上の利用については、30分単位での利用を可能とする。

(実施日等)

第7条 事業を実施する日及び時間は、午前8時30分から午後4時30分までの間で、実施施設等における保育を実施する日及び時間の範囲内とする。

(実施要件)

第8条 事業の実施にあたっては、国が定める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱第3項及び防府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に掲げるものを遵守しなければならない。

(実施方法等)

第9条 事業は、次の各号に掲げる類型により実施する。

(1) 一般型事業

ア 対象

防府市の住民基本台帳に記載されており、現に居住している0歳6か月から満3歳未満の乳児又は幼児で幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない又は在籍していない者とする。

イ 実施場所

第2条に定める本事業の認可を受けた事業所とし、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行うものとする。

ウ 認定申請

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定申請書（第1号様式）、児童の健康状況申告書（第2号様式）及び防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定に当たっての確認書（第3号様式）を提出若しくはインタ

一ネット（L o G o フォーム）での認定申請をしなければならない。

エ 認定

市長は、保護者から同号ウの認定申請が提出された場合は、これを受理し、諾否を審査したうえで、認定する場合は、システムにて利用者アカウントを発行するものとする。認定通知書は発行しないことから、保護者はシステム内で認定証を確認するものとする。また、認定しなかった場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）非認定通知書（第4号様式）を保護者に通知するものとする。

なお、保護者は利用者アカウントを受け取った後、システムに最初にログインしたときに、利用子どもの情報を登録するものとする。

オ 事前面談

初めて利用する実施施設等では、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、子どもの特徴や保護者の意向等を把握するものとする。

カ 親子通園

慣れるまで時間のかかる子どもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、子どもの育ちの観点から、親子通園が長時間続く状態や利用の条件になることがならないよう留意するものとする。

キ 利用方法

認定の通知を受けた保護者は、システムを利用して、第2条に掲げる施設の中から、自由に利用施設を選択し、施設が定める利用予約期限までに利用予約を行うものとする。ただし、施設は初回の予約を受ける前に、事前面談をしなければならない。

また、事業を利用する保護者は、毎月の利用初日にあらかじめ市長に防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（一般型）利用申込書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、同じ月に別の異なる施設を利用することも可能とする。

ク 利用料

事業を利用する保護者は、実施施設等ごとに定める利用料を利用の都

度支払わなければならない。

ケ その他の費用負担

事業を利用する保護者は、利用にあたり実施施設等が定めた持参物（哺乳瓶、粉ミルク、着替え等）を持参するとともに飲食物費を実施施設等に支払うものとする。

なお、実施施設等は、保護者が飲食物について、提供を受けないことを選択する場合は、これを容認しなければならない。

コ 実績報告

実施施設等は、事業を実施した月ごと防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（一般型）利用実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める障害児加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第7号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、または、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した2歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。ただし、2歳未満の児童であっても、別表第5に基づき別表第3及び4に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象とする。

- ① 知的障害児
- ② 身体障害児
- ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童

（2）余裕活用型事業

ア 対象

第1号アに掲げる者とする。

イ 実施場所

第2条に定める本事業の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないものとする。

ウ 認定申請

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定申請書（第1号様式）、児童の健康状況申告書（第2号様式）及び防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定に当たっての確認書（第3号様式）を提出若しくはインターネット（L o G o フォーム）での認定申請をしなければならない。

エ 認定

市長は、保護者から同号ウの認定申請が提出された場合は、これを受理し、諾否を審査したうえで、認定する場合は、システムにて利用者アカウントを発行するものとする。認定通知書は発行しないことから、保護者はシステム内で認定証を確認するものとする。また、内定しなかつた場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）非認定通知書（第4号様式）を保護者に通知するものとする。

なお、保護者は利用者アカウントを受け取った後、システムに最初にログインしたときに、利用子どもの情報を登録するものとする。

オ 事前面談

初めて利用する実施施設等では、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、子どもの特徴や保護者の意向等を把握するものとする。

カ 親子通園

慣れるまで時間のかかる子どもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、子どもの育ちの観点から、親子通園が長時間続く状態や利用の条件になることがならないよう留意するものとする。

キ 利用方法

認定の通知を受けた保護者は、システムを利用して、第2条に掲げる

施設の中から、自由に利用施設を選択し、施設が定める利用予約期限までに利用予約を行うものとする。ただし、施設は初回の予約を受ける前に、事前面談をしなければならない。

また、事業を利用する保護者は、毎月の利用初日にあらかじめ市長に防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（余裕活用型）利用申込書（第8号様式）を提出しなければならない。なお、同じ月に別の異なる施設を利用することも可能とする。

ク 利用料

事業を利用する保護者は、実施施設等ごとに定める利用料を利用の都度支払わなければならない。

ケ その他の費用負担

事業を利用する保護者は、利用にあたり実施施設等が定めた持参物（哺乳瓶、粉ミルク、着替え等）及び飲食物費を実施施設等に支払うものとする。

なお、実施施設等は、保護者が飲食物について、提供を受けないことを選択する場合は、これを容認しなければならない。

コ 実績報告

実施施設等は、事業を実施した月ごとに防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（余裕活用型）利用実績報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める障害児加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第7号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、または、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した2歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。ただし、2歳未満の児童であっても、別表第5に基づき別表第3及び4に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象

とする。

- ① 知的障害児
- ② 身体障害児
- ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童

(利用料の減免)

第10条 次の各号に該当する利用者が支払う前条の利用料については、施設ごとに定める額とし、別表第2の各号に該当する利用者の利用料を差し引いた額を利用者の申請に基づき、減免するものとする。

- (1) 生活保護法による被保護者世帯
- (2) 利用年度の市町村民税非課税世帯
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に所得割の合算額が7万7,101円未満である世帯

(免除方法等)

第11条 前条第1項に該当する者が、利用料の減免を希望する場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料減免申請書（第10号様式）を提出しなければならない。市長は、上記の申請があった場合は、これを受理し、審査したうえで、減免を許可した場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料減免（決定・取消）通知書（第11号様式）を、却下した場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料減免却下通知書（第12号様式）を通知するものとする。実施施設等は、減免決定通知書を確認し、保護者から別表第2に定められた減免額を差し引いた利用料を徴収するものとする。なお、前条に該当する減免を受けた者が、当該事由に該当しなくなったことが判明した場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料減免（決定・取消）通知書を送付し、判明した日の属する月の翌月1日から減免の対象外とするものとする。

2 前項の規定により、実施施設等が減免された利用料を受けとったときは、翌月の10日までに市長に報告するものとする。市長は、前項の規定による報

告を受けたときは、免除された利用料に相当する額を第4条の委託料に加えて支払うものとする。

(子どもの行動記録)

第12条 実施施設等は、保護者に子どもの状況を伝え家庭での子育てに役立てもらう観点や、次回利用する際の保育所等における計画作成に活かす観点から、利用子どもの育ちに関する記録（第13号様式）と活動や、子ども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録した事業の実施内容の記録（第14号様式）の作成を行わなければならない。また、実施施設等は、保護者が他の施設を利用するすることを考慮し、システムで当該子どもの行動記録を入力しなければならない。

(要支援家庭等の代理予約)

第13条 要支援家庭等の保護者が主体的に本事業の手続きを行うことに困難さがあるなど、子どもが制度を利用する機会を逸する恐れがある場合、市長は、代理で予約を行うことができるものとする。また、実施施設等は、利用実績のある当該保護者の子どものみ予約を代理で行うができるものとする。

(事故報告)

第14条 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号・6教参字第51号通知）」に従い、速やかに報告しなければならない。

(変更申請)

第15条 事業を利用する保護者は、その氏、住所、電話番号またはその他変更事項が発生した場合は、すみやかに防府市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）に係る変更申請書（第15号様式）を提出するものとする。市長は、防府市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）に係る変更申請書が提出された場合、速やかに内容を確認し、その事業を利用する保護者の認定情報についてシステムを利用し、更新するものとする。

(消滅申請)

第16条 事業を利用する保護者は、引っ越し等により、市内から転居する場合は、防府市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）に係る消滅申請書

(第16号様式)を提出するものとする。また、保育所等に入所すること等により、認定条件を満たさなくなった場合も同様とする。

(利用の解除)

第17条 市長は、乳児若しくは幼児又は保護者が保育上の指示に従わない場合やその他利用条件を満たさなくなった場合や、前条の防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る消滅申請書が提出された場合は、防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（第17号様式）を保護者に通知し、認定を取り消すことができる。

(関係書類の整備)

第18条 実施施設等は、事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(個人情報保護)

第19条 設置者等は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関し必要な手続その他の行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1

経費	基準額
預かりに必要な 経費	<p>ア 基本分（0歳児クラス） 1,300円（児童1人1時間あたり金額）</p> <p>イ 基本分（1歳児クラス） 1,100円（児童1人1時間あたり金額）</p> <p>ウ 基本分（2歳児クラス） 900円（児童1人1時間あたり金額）</p> <p>エ 障害児加算（※1）（※2） 400円（児童1人1時間あたり金額）</p> <p>オ 要支援家庭こども加算（※2）（※4） 400円（児童1人1時間あたり金額）</p> <p>カ 医療的ケア児加算（※3） 2,400円（児童1人1時間あたり金額）</p>

(※1) 障害児が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合に適用可能。

(※2) 要支援家庭のこどもとは、関係機関が連携して支援を行う必要があると市が認めた家庭のこども。

(※3) 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもであると市が認めた（防府市立保育所等における医療的ケア児受入検討会議設置要綱で定める保育所等に受け入れ可能と判断できる水準）こども

(※4) エ、オ、カに対する加算については、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用。

※ 30分単位で使用可能なことから、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1／2を乗じて算出する。

※ 当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

別表第2

区分	減免金額（児童1人につき1時間あたり）
1 生活保護世帯 この事業を利用した日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合	300円
2 非課税世帯 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合	240円
3 低所得世帯 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77, 101円未満である場合	210円

障害児の基準

種別	障害の程度		判定の方法
1 知的障害児	日常生活に差し支えない程度に身辺の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの（別表4「知的障害判定基準表」の4度以上）		療育手帳の所持の確認、専門医の診断、又は別表4「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。
2 身体障害児	視覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	聴覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	
	肢体不自由児	身体障害者障害程度等級表の7級以上の障害を有するもの	
3 特別な介助その他心身又は精神的・言語機能に障害を示す児童	身体的に継続的な障害を示すもの	先天的又は後天的原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要は認めるほどではないが長期の生活規制を必要とするもの	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	精神的に継続的な障害を示すもの	知能にはなはだしい欠陥は認められないが、性格のかたよりが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。
	言語機能に継続的な障害を示すもの	発声又は発語が不完全で集団生活にさしつかえる程度の言語障害を示すもの	

注 1 「身体障害者障害程度等級表」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表をいう。

2 この事業の対象となる児童のうち2歳未満児については、表中「判定の方法」欄を別表5により読み替える。

別表第4(第9条関係)

知的障害判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

程度 領域	1度	2度	3度	4度	5度
知能測定値 (IQ)	知能指数及びそれに該当する指数が概ね20以下のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね21～35のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね36～50のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね51～70のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね71以上のもの。
保 健 面	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康に常に注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的に変調がある等のため、一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	特に配慮は必要ない。
行 動 面	行動上の障害が顕著で、常時付き添い注意が必要。	行動上の障害があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し、注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	特に配慮は必要ない。

(注) 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物を壊す、拒食の問題等、本人が安定した生活を続けることを困難にしている行動を指す。

別表第5(第9条関係)

2歳未満児障害判定基準表

2歳未満児については、障害児の基準（別表第3）の判定の方法の欄を下記のとおり読み替える。

種 別	障害児の基準（別表3）の判定の方法の欄の文言		読み替え後の文言
1 知的障害児	療育手帳の所持の確認、専門医の診断又は別表4「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。		療育手帳の所持の確認、専門医の診断又は1歳6か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。
2 身体障害児	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。		身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は1歳6か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあっては嘱託医の判定による。
3 その他心身に継続的な障害を示し特別な介助又は配慮を必要とするもの	のな 身 障 害 を 示 す も の	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。	専門医の診断、又は1歳6か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあっては嘱託医の判定による。
	害 を 示 す も の	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。	専門医の診断、又は1歳6か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。

令和7年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

〒 一

申請者 住 所
ふりがな
氏 名 こどもとの続柄 ()
電 話 生年月日
メールアドレス

本年1月1日時点の住所 現住所と同じ 現住所と異なる前年1月1日時点の住所 現住所と同じ 現住所と異なる

令和7年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

利用児童	ふりがな			性別 男・女
	氏名	申請者との続柄 ()		
	住所 (児童本人)	※申請者と（同居・別居）		
緊急連絡先	ふりがな	ふりがな		
	氏名	続柄 ()	氏名	続柄 ()
	電話番号		電話番号	
代理利用者 ※申請者以外 がこどもの送 り迎えをする 場合やシス テム予約する 可 能性がある場 合記載	ふりがな			性別 男・女
	氏名	こどもとの続柄 ()		
	住所	※申請者と（同居・別居）		
	メール アドレス			電話番号
	総合支援システム（予約システム）の代理利用			あり・なし
前住所自治体 での 利用の有無	①あり ②なし	既に認定を受けてい るこどもの有無 ※認定期間内 R7.4.1～R8.3.31	①あり ②なし	
医療的ケアの 必要の有無 <u>（いずれか一 つに○）</u>	<p><u>※医療的ケアが必要な児童については、受入施設において医療的知識を持つ看護師等が必要（要主治医の指示書）になりますので、現時点で市内の保育所等では、安全な保育の実施が困難なことから必要に○をつけられた場合、利用はできま せん。</u></p> <p>①医療的ケアが必要 ②医療的ケアは不要</p>			
かかりつけ医		こどもの託児経験	①あり ②なし	

利用料免除理由 <u>(該当する場合のみ○)</u>	<p>①生活保護受給世帯 ②住民税非課税世帯 ③住民税所得割合算額77,101円未満の世帯</p> <p>※上記に該当する場合、利用料の減免措置があります。減免を希望される場合は、申請書に所得証明書等確認書類を添えて提出いただく必要がありますので、子育て推進課窓口までお越しください。</p>
事業の利用を希望する理由	<p>防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用を希望する理由は何ですか（あてはまる番号すべてに○）</p> <p>①保護者のリフレッシュになるから ②子育てについての相談相手が欲しいと感じたから ③同年代の子どもとの関わりが子どもの成育に良いと感じたから ④保護者の就労形態にっているから ⑤出産や疾病により、保護者が定期的に通院する必要があるから ⑥保護者が定期的に介護や看護をする必要があるから ⑦既存の一時預かり事業の予約が取れないから</p>
就労状況	<p>申請者の就労状況（あてはまる番号ひとつに○）</p> <p>①フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ②フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ③フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育児短時間勤務中である ④パート・アルバイト等（「フルタイム以外」の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ⑤パート・アルバイト等（「フルタイム以外」の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⑥就労していない</p>
	<p>配偶者の就労状況（あてはまる番号ひとつに○）</p> <p>【□配偶者不存在】</p> <p>①フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ②フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ③フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育児短時間勤務中である ④パート・アルバイト等（「フルタイム以外」の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ⑤パート・アルバイト等（「フルタイム以外」の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⑥就労していない</p>
事業への要望	<p>今後のこども誰でも通園制度に対する要望について、自由にご記入ください</p>

【市使用欄】

受付番号	受理 年月日	担当課			備考欄
		担当者	係長	課長	
申請者の本人確認		住・免・保・他()			

児童の健康状況申告書

以下の項目について、（ ）に記入してください。また【 】の事項に○印をつけてください。

健康状況	<p>発達や慢性的な病気等のことで、相談している病院や施設はありますか【あり・なし】 病名（_____） 病院・施設名（_____） 服薬【あり・なし】1日____回【朝・昼・晩】 現在の状況【治癒・通院継続・経過観察】 ※疾患等がある場合、医師の指示書を添付すること。</p>																																																	
	<p>アレルギー等はありますか【あり・なし】 アレルギーの種類（_____） ショック症状を起こしたことがありますか【あり・なし】 服薬【あり・なし】1日____回【朝・昼・晩】 ※アレルギー等がある場合、医師の診断及び指示書（生活管理指導表）を添付すること。</p>																																																	
	<p>ひきつけの経験はありますか【あり・なし】 ひきつけの回数____回 ひきつけの経験がある方→____歳____か月のとき 発熱【あり・なし】 座薬【あり（____℃以上）・なし】</p>																																																	
	<p>身体障害者手帳をお持ちですか【あり・なし】 療育手帳をお持ちですか【あり・なし】 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか【あり・なし】 身体障害者手帳（　級） 療育手帳（　） 精神障害者保健福祉手帳（　級） 特別児童扶養手当を受給されてますか【受給あり・受給なし】 障害年金を受給されていますか【受給あり・受給なし】</p>																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">首のすわり（____か月頃）寝返り（____か月頃） お座り（____か月頃）這う（____か月頃） つかまり立ち（____か月頃）歩き始め（____か月頃）</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">0・1歳児クラス</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">2歳児クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">1 授乳状況について教えてください。【母乳・粉ミルク・混合】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">/</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">2 あやすと笑いますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">3 見えない方向から声をかけてみるとそちらのほうを見ようとしますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">4 目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">5 大人の言う簡単な言葉（おいで、ちょうどいなど）がわかりますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">6 食物アレルギーはありますか 【ない・ある（卵・牛乳・乳製品・小麦・大豆・その他・わからない】 ※ある場合は、具体的な内容を各施設の初回面談時に必ず申告してください。（生活管理指導表持参）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">7 ママ・ブーブーなど意味のある言葉をいくつか話しますか（話しましたか）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">8 スpoon（はし）を使って食べますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">9 「～持ってきて」等簡単な指示を理解して行動しますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">10 二語文（ワンワンキタ・マンマチョウダイなど）を言いますか</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">11 自分の名前が言えますか</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">12 衣服の着脱ができますか</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">13 おしっこをひとりでしますか</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">14 自分の経験してきたことをお母さんやお父さんに話しますか</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">15 約束やルールを守って遊べますか</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">【はい・いいえ】</td> </tr> </tbody> </table>			首のすわり（____か月頃）寝返り（____か月頃） お座り（____か月頃）這う（____か月頃） つかまり立ち（____か月頃）歩き始め（____か月頃）	0・1歳児クラス	2歳児クラス	1 授乳状況について教えてください。【母乳・粉ミルク・混合】	/	/	2 あやすと笑いますか	【はい・いいえ】	/	3 見えない方向から声をかけてみるとそちらのほうを見ようとしますか	【はい・いいえ】	/	4 目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますか	【はい・いいえ】	/	5 大人の言う簡単な言葉（おいで、ちょうどいなど）がわかりますか	【はい・いいえ】	/	6 食物アレルギーはありますか 【ない・ある（卵・牛乳・乳製品・小麦・大豆・その他・わからない】 ※ある場合は、具体的な内容を各施設の初回面談時に必ず申告してください。（生活管理指導表持参）	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】	7 ママ・ブーブーなど意味のある言葉をいくつか話しますか（話しましたか）	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】	8 スpoon（はし）を使って食べますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】	9 「～持ってきて」等簡単な指示を理解して行動しますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】	10 二語文（ワンワンキタ・マンマチョウダイなど）を言いますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】	11 自分の名前が言えますか	【はい・いいえ】		12 衣服の着脱ができますか	【はい・いいえ】		13 おしっこをひとりでしますか	【はい・いいえ】		14 自分の経験してきたことをお母さんやお父さんに話しますか	【はい・いいえ】		15 約束やルールを守って遊べますか	【はい・いいえ】
首のすわり（____か月頃）寝返り（____か月頃） お座り（____か月頃）這う（____か月頃） つかまり立ち（____か月頃）歩き始め（____か月頃）	0・1歳児クラス	2歳児クラス																																																
1 授乳状況について教えてください。【母乳・粉ミルク・混合】	/	/																																																
2 あやすと笑いますか	【はい・いいえ】	/																																																
3 見えない方向から声をかけてみるとそちらのほうを見ようとしますか	【はい・いいえ】	/																																																
4 目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますか	【はい・いいえ】	/																																																
5 大人の言う簡単な言葉（おいで、ちょうどいなど）がわかりますか	【はい・いいえ】	/																																																
6 食物アレルギーはありますか 【ない・ある（卵・牛乳・乳製品・小麦・大豆・その他・わからない】 ※ある場合は、具体的な内容を各施設の初回面談時に必ず申告してください。（生活管理指導表持参）	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】																																																
7 ママ・ブーブーなど意味のある言葉をいくつか話しますか（話しましたか）	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】																																																
8 スpoon（はし）を使って食べますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】																																																
9 「～持ってきて」等簡単な指示を理解して行動しますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】																																																
10 二語文（ワンワンキタ・マンマチョウダイなど）を言いますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】																																																
11 自分の名前が言えますか	【はい・いいえ】																																																	
12 衣服の着脱ができますか	【はい・いいえ】																																																	
13 おしっこをひとりでしますか	【はい・いいえ】																																																	
14 自分の経験してきたことをお母さんやお父さんに話しますか	【はい・いいえ】																																																	
15 約束やルールを守って遊べますか	【はい・いいえ】																																																	
発達状況																																																		

16	一か所にじつとしていられないことがありますか	【はい・いいえ】
予防接種状況について、利用施設に把握しておいてもらいたいことがあれば、ご記入ください。		
好きな遊びがあれば、自由ご記入ください。		
1日の生活リズムについて、利用施設に把握しておいてもらいたいことがあれば、ご記入ください。		
事業利用開始にあたり、健康上、発達上において、気になることがありましたら、ご記入ください。		

令和7年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定に当たっての確認書

※確認事項をお読みになり、該当する全ての□にチェックの上、裏面に署名をお願いします。

認定申請について	
1	認定申請前に「令和7年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用のごあんない」を読み、内容を理解しました。
2	認定申請に必要な申請項目を全て記載（電子申請の場合は入力）して申請します。記載内容に虚偽はありません。虚偽による申請の結果、認定承認となり、本事業利用中に事故等が生じた場合、その責任は全て申請者に帰属します。※特にアレルギーに関する情報は、命に関わりますので、虚偽記載は絶対に行わないでください。
3	認定申請に不備や未記入があり、連絡がつかない場合は無効となります。
4	必要に応じ、認可保育所等の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。
5	認定申請時に、記載（電子申請の場合は入力）いただいた内容や児童の個人情報については、児童の安全な保育の実施のため、本事業の実施施設に提供されます。ただし、本事業以外の目的には使用されません。なお、本事業の利用中の子どもの過ごし方等実施施設間で共有すべき子どもの情報についても、実施期間中に施設間で共有されます。こちらも本事業以外の目的には使用されません。
6	認定申請後に、氏、住所、電話番号その他内容に変更があった場合は、速やかに担当課へ連絡します。又、認定承認後は、速やかに担当課へ変更申請書を提出します。 特にアレルギーに関する情報は、命に関わりますので、アレルギー食品に変更等があれば絶対に担当課へ連絡してください。総合支援システムのID発効後は、自分でアレルギー等のお子さんの情報をシステムに入力することができます。安全安心な利用のため、入力をお願いします。お子さんの記録は実施施設に共有されます。
7	認定申請後に、幼稚園や保育園に入園が決定する等、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、速やかに市に連絡します。下記の施設に在籍すると利用できません。消滅申請書を提出してください。 【在籍すると本事業が利用できなくなる施設】 ・幼稚園 ・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育事業所、事業所内保育所） ・企業主導型保育施設
8	認定申請後に、市外へ転居することになった場合は、すみやかに市に連絡します。認定承認後の場合は、本事業の消滅申請書を必ず提出してください。
9	本事業における利用者の認定、利用及び利用料減免の決定、現状の世帯情報、減免対象継続の確認に当たって、必要な範囲内で世帯の世帯情報及び市町村民税の情報を防府市が閲覧します。又、申請者の利用事業所の選択に資する情報提供及び円滑な制度の利用のため、防府市と関係市区町村が申請者及び申請児童に係る情報や制度の利用状況に係る情報を共有します。
10	本事業は、医療的ケアが必要な児童も利用可能ですが、現時点で本事業における医療的ケア児の受け入れ可能施設が本市ではありません。
11	令和7年7月10日までに認定申請をした方については、認定承認となれば、認定通知及び8月までの利用チケットを郵送します。又、8月頃、9月からの予約に必要な総合支援システムの利用者IDを登録いただいたメールアドレスに送信します。非認定者は郵送での旨通知を行います。
12	令和7年7月11日以降に認定申請をした方については、認定承認となれば、8月頃から順次、9月1日以降の予約に必要な総合支援システムの利用者IDを登録いただいたメールアドレスに送信します。非認定者は郵送での旨通知を行います。尚、総合支援システムによる利用予約は9月1日分から可能です。
令和7年4月から8月末までの利用について（紙チケット利用）	
13	利用料は、当該利用日に利用施設にお支払いいただきます（前払い）。※利用料の減免対象者は、減免額を記載した認定通知を持参してください。
14	利用時に、利用チケットを忘れた場合、その日の利用はできません。必ず利用時には利用チケットをご持参ください。
15	利用チケットは、8月分までを認定通知と合せ一括で送付します。紛失した場合、再発行はできかねますので、なくさないよう管理してください。
16	本事業の実施期間中、毎月、利用可能施設を自由に選択することができます。ただし、同月内は1施設の利用に限ります。※総合支援システム導入後の9月以降はその制限もありません。
17	利用（日・時間）の予約は、各施設が定めている利用予約期限までに、直接連絡していただきます。毎月最初の利用時には、施設に利用申込書を提出し、その月の残りの利用日時も予約してください。毎月同じ施設で、特定の週の特定の曜日に同じ時間利用したい希望があれば、直接施設に相談してください。
18	利用の予約をしているが、キャンセルする場合は、利用の前日までに必ず施設に連絡してください。やむを得ず当日にキャンセルする場合は、キャンセルした予約時間分は使用済みとみなします。施設から連絡がありますので、予約時間分の利用チケットを施設へ持参してください。なお、キャンセル料は利用施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。

19	利用できる期間は、0歳6か月（認定日時点）から3歳となる前々日までです。ただし、利用施設によっては、0歳児クラス、1歳児クラスの受入をしない場合があります。	<input type="checkbox"/>
20	利用開始後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用終了となります。担当課に連絡し、消滅申請書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
令和7年9月以降の利用について（総合支援システム導入後）		
21	利用料は、当該利用日に利用施設にお支払いいただきます（前払い）。※利用料の減免対象者について、減免額を記載した認定通知の持参は不要です。	<input type="checkbox"/>
22	利用時に、利用チケットは不要です。利用開始と利用終了を打刻するため、施設が提示する二次元コードを読み取っていただくので、スマートフォンをご持参ください。	<input type="checkbox"/>
23	利用チケットはありません。利用者IDを使用して総合支援システム内で利用時間等の管理をしてください。	<input type="checkbox"/>
24	本事業の実施期間中、利用可能施設を自由に選択することができます。同月内に複数の施設を利用することも可能です。	<input type="checkbox"/>
25	利用（日・時間）の予約は、各施設が定めている利用予約期限までに、利用者IDを使用して総合支援システム内で予約してください。毎月同じ施設で、特定の週の特定の曜日に同じ時間利用したい希望があれば、直接施設に相談してください。	<input type="checkbox"/>
26	利用の予約をしているが、キャンセルする場合は、利用の前日までに必ず施設に連絡してください。※施設が予約承認する前であれば、利用者IDを使用して総合支援システム内でキャンセル可能です。施設が予約承認した後は、施設に電話等でキャンセルの連絡をしてください。 やむを得ず当日にキャンセルする場合は、キャンセルした予約時間分は使用済みとみなします。なお、キャンセル料は利用施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。	<input type="checkbox"/>
27	利用できる期間は、0歳6か月（認定日時点）から3歳となる前々日までです。ただし、利用施設によっては、0歳児クラス、1歳児クラスの受入をしない場合があります。	<input type="checkbox"/>
28	利用開始後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用終了となります。担当課に連絡し、消滅申請書を提出してください。	<input type="checkbox"/>

保護者のいずれもが、本確認書の事項について全て確認し、同意しました。

年　　月　　日

保護者署名 _____

第4号様式（第9条関係）

防子第号
年月日

様

防府市長

印

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）非認定通知書

申請がありました、 年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用について、次のとおり非認定としたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
非認定の理由	例) 利用こどもが対象年齢ではないため
備考	

【問合せ先】

防府市 保健こども部子育て推進課

TEL : 0835-25-2126 (申込み)

0835-25-2626 (制度案内)

第5号様式（第9条関係）

年　月　日

(宛先) 防府市長

保護者

住 所 _____

(連絡のつきやすい電話： - - -)

氏 名 _____
(児童との続柄：)

年度防府市乳児等通園支援事業
(一般型) 利用申込書

防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱に基づき、保育の利用を申し込みます。

1 児童氏名 _____

男・女 (生年月： 年 月 日生)

2 住所 _____

3 柔軟利用 年 月

親子通園希望（あり・なし）

4 定期利用

親子通園希望（あり・なし）

(記入例) 毎週第1金曜に6時間及び第3金曜に4時間利用する、等利用方法を具体的に記載してください。

施設名

第6号様式（第9条関係）

年度防府市乳児等通園支援事業
(一般型) 利用実績報告書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

住 所

法人名

代表者名

(施設名)

このことについて、 年 月分の実績を別添のとおり報告
します

【柔軟利用】

	利用人数	総利用時間	当日キャンセル時間総数	うち減免適用人数
0歳児クラス				
1歳児クラス				
2歳児クラス				

【定期利用】

	利用人数	総利用時間	当日キャンセル時間総数	うち減免適用人数
0歳児クラス				
1歳児クラス				
2歳児クラス				

(添付書類)

別添 1

※加算種別

(障) …障害児加算／(要支) …要支援家庭こども加算

(医) …医療的ケア児加算／(無) …なし

第7号様式（第9条関係）

障害児判定調書

施設名	
児童氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
入所年月日	年 月 日

上記の者は、下記により防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における特別な支援を要する児童に該当すると判定します。

記

- 1 特別児童扶養手当支給対象児（証書記号番号）
2 障害児の基準に該当

種別 (該当項目を○で囲むこと)	障害の程度
1 知的障害 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 肢体不自由 5 身体的に継続的な障害 6 精神的に継続的な障害 7 言語機能に継続的な障害	
判定者職氏名	

- (注) 1 保育経過の記録写し、手帳の写し、医師の診断書等を添付すること。
 2 「障害の程度」欄は、障害の程度及び特別な配慮等を要する理由を具体的に記入すること。
 3 障害児の判定が保育士全員により行われた場合の判定者職氏名は、当該児童の保育に直接従事している保育士等の職氏名の記入で足りる。

第8号様式（第9条関係）

年　月　日

（宛先）防府市長

保護者

住 所 _____

（連絡のつきやすい電話： - - - -)

氏 名 _____

（児童との続柄：)

防府市乳児等通園支援事業
(余裕活用型) 利用申込書

防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱に基づき、保育の利用を申し込みます。

1 児童氏名 _____

男・女 (生年月日： 年 月 日生)

2 住所 _____

3 柔軟利用 年 月

親子通園希望（あり・なし）

4 定期利用

親子通園希望（あり・なし）

（記入例）毎週第1金曜に6時間及び第3金曜に4時間利用する、等利用方法を具体的に記載してください。

施設名

第9号様式（第9条関係）

年度防府市乳児等通園支援事業
(余裕活用型) 実績報告書

年　月　日

(宛先) 防府市長

住 所

法人名

代表者名

(施設名)

このことについて、 年 月分の実績を別添のとおり報告します。

【柔軟利用】

	利用人数	総利用時間	当日キャンセル総数	うち減免適用人数
0歳児クラス				
1歳児クラス				
2歳児クラス				

【定期利用】

	利用人数	総利用時間	当日キャンセル総数	うち減免適用人数
0歳児クラス				
1歳児クラス				
2歳児クラス				

(添付書類)

別添1

※加算種別

(障) …障害児加算／(要支) …要支援家庭こども加算

(医) …医療的ケア児加算／(無)…なし

別添 2

月　　日

在園児利用定員

0 歳	1 歳	2 歳

在園児利用児童数

0 歳	1 歳	2 歳

余裕活用型事業利用定員枠

0 歳	1 歳	2 歳
(利用者氏名)	(利用者氏名)	(利用者氏名)

月　　日

在園児利用定員

0 歳	1 歳	2 歳

在園児利用児童数

0 歳	1 歳	2 歳

余裕活用型事業利用定員枠

0 歳	1 歳	2 歳
(利用者氏名)	(利用者氏名)	(利用者氏名)

月　　日

在園児利用定員

0 歳	1 歳	2 歳

在園児利用児童数

0 歳	1 歳	2 歳

余裕活用型事業利用定員枠

0 歳	1 歳	2 歳
(利用者氏名)	(利用者氏名)	(利用者氏名)

年度防府市乳児等通園支援事業
(子ども誰でも通園制度) 利用料減免申請書

年　月　日

(宛先)
防府市長

住 所

氏 名

次の理由により、 年度防府市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）利用料の減免について、関係書類を添付の上、申請します。

記

1 理由

- ①生活保護受給世帯 ②住民税非課税世帯
- ③住民税所得割合算額 77,101円未満の世帯

2 利用児童の氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第11号様式（第11条関係）

防子第号
年月日

様

防府市長

印

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料減免（決定・取消）
通知書

申請がありました、 年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の
利用料の減免について、次のとおり（決定・取消）しましたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
免除申請・取消理由	
減免金額	
免除期間	
備考	

【問合せ先】

防府市 保健こども部子育て推進課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）

第12号様式（第11条関係）

防子第号
年月日

様

防府市長

印

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料減免却下通知書

申請がありました、 年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用料の免除について、次のとおり却下しますので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
免除申請理由	
免除却下理由	
備考	

【問合せ先】

防府市 保健こども部子育て推進課

TEL : 0835-25-2126 (申込み)

0835-25-2626 (制度案内)

第13号様式（第12条関係）

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用子どもの育ちに関する記録

第14号様式（第12条関係）

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 事業の実施内容の記録

年　月　日

防府市長 様

申請者氏名

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る変更申請書

次の通り変更申請します。（変更後の内容で記載してください。）

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年　月　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 代理利用者	<input type="checkbox"/> その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------

変更内容	<input type="checkbox"/> 旧 氏 ())
	<input type="checkbox"/> 旧住所 ()	
<input type="checkbox"/> 旧電話番号 ())	
		<input type="checkbox"/> 代理利用者 (氏名： 住所： 性別： 生年月日： 電話番号：
		メールアドレス：
		<input type="checkbox"/> その他変更事項 ()

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等	<input type="checkbox"/> 引越し	<input type="checkbox"/> その他 ()
------	------------------------------	------------------------------	----------------------------------

年　月　日

防府市長 様

申請者氏名

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る消滅申請書

次の通り消滅申請します。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年　月　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年　月　日生
氏名		

消滅理由	<input type="checkbox"/> 引越し 【異動日　年　月　日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【異動先自治体名　都道府県_____市区町村_____】
	<input type="checkbox"/> 入所・入園等
	<input type="checkbox"/> その他（_____）

第17号様式（第17条関係）

防子第号
年月日

様

防府市長 池田 豊 印

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認定取消通知書

年度防府市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用について、次のとおり、認定を取消しましたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
認定取消の理由	例) 利用の意思のない予約及びキャンセルが多いため。
備考	

【問合せ先】

防府市 保健こども部子育て推進課
TEL : 0835-25-2126 (申込み)
0835-25-2626 (制度案内)